

定 款

株式会社 ドーン

(2026 年 6 月 1 日)

株式会社ドーン定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社 ドーン と称し、英文では、Dawn Corporation と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) コンピュータソフトウェアの企画、開発および販売
- (2) コンピュータグラフィックスを利用した映像番組の企画、制作および販売
- (3) 有線および無線通信ネットワークを利用した各種情報提供サービス
- (4) コンピュータおよび通信システムの周辺機器の企画、開発および販売
- (5) コンピュータおよびその周辺機器の販売
- (6) インターネットを利用した各種情報提供サービス業
- (7) I T (情報技術) 事業に関わるサービス・システム開発および販売ならびに輸出入
- (8) コンピュータ、情報関連機器、携帯電話、携帯端末ならびにその関連機器等の利用に関する調査・研究・コンサルティング業務
- (9) 位置情報・画像・音声・センサー情報、その他各種機器から収集・分析されるデータと関連づけた各種情報サービスの提供業務
- (10) 労働者派遣事業
- (11) 上記各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を神戸市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、18,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は100株とする。

(自己の株式の取得)

第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使す

ることができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(基準日)

第11条 当社は、本定款に定めのある場合のほか、必要あるときは取締役会の決議によってあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

(株式取扱規程)

第12条 当社の株式に関する取扱いおよび株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または本定款のほか取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年8月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年5月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(電子提供措置等)

第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第20条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、7名以内とする。

- ② 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(取締役の選任)

第21条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第22条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

- ② 代表取締役は、各自会社を代表する。

(役付取締役)

第24条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- ② 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、可決

する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 28 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第 29 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役会議事録)

第 30 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

② 第 27 条第 2 項の決議があったとみなされる事項の内容および法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(取締役の報酬等)

第 31 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 32 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって同法第 423 条第 1 項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第 423 条第 1 項に定める取締役の責任について損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第 33 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第 34 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第 35 条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規則)

第 36 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

第37条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項に規定する会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間で、同法第423条第1項に定める会計監査人の責任について損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第41条 当社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第42条 当社の期末剰余金配当の基準日は、毎年5月31日とする。

(中間配当の基準日)

第43条 当社は、取締役会の決議によって、毎年11月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第44条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第25期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任の免除については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条第1項の定めるところによる。

(電子提供措置等に関する経過措置)

第2条 定款第19条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

- ② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主

総会については、定款第 19 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。

- ③ 本条の規定は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以 上